

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年4月8日（金）15:03～15:14
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 是澤 裕二 環境省水・大気環境局土壌環境課長
- 青竹 寛子 環境省水・大気環境局土壌環境課課長補佐
- 清水 延彦 環境省水・大気環境局土壌環境課課長補佐
- 中村 功 環境省水・大気環境局土壌環境課係長

<事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 自然由来の汚染土壌について
- 3 閉会

○藤原次長 予定時間をオーバーしておりますので、始めさせていただきます。

「自然由来の土壌汚染」の対応ということで、こちらは去年の成長戦略にも目出しをしていただいて、実際に省令改正をしまして、この度ですが、先週3月24日の区域会議で、東京圏と関西圏で、いわゆる自然由来の特例区域については、全ての特定有害物質ではなくて、その地域に認められる物質だけを調査すれば済むという特例措置でございますけれども、これを適用していくことが決定されたということでございます。

諮問会議においてまたこれを認定していくという話になると思いますが、その際、東京都のほうから強い形で御要望がございまして、今日は東京都のペーパーも出させていただきますが、仮にこの搬送する土壌を自然由来特例の区域間で移動するような場合には、より一層の基準緩和が可能ではないかという御提案がございました。これにつきましては、本日、担当省庁、環境省のほうにお出でいただいたということでございます。

区域会議からの御要望ということで優先順位も高いわけですので、その点はよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくささいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、この問題について御説明をお願ひいたします。

○是澤課長 東京都への要望の対応状況と言いましようか、そちらをまずは御説明するということによろしいでしょうか。

○八田座長 はい。

○是澤課長 分かりました。

それでは、資料1に基づきまして御説明をいたします。1ページをめぐっていただきまして、「自然由来基準不適合土壌の取扱い」と書いてございますが、本件につきましては、昨年の規制改革実施計画におきましても、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とするという観点から検討することとなっております。昨年度の私どもの検討業務の中でも検討を進めているところでございます。その中に東京都も御参画をいただいております。

さらに、その検討結果を踏まえまして、今後の土壌汚染対策のあり方につきましては、中央環境審議会の中に土壌制度小委員会というものを設けまして検討をすることとしてございまして、3月下旬に第1回の委員会が開催されたところでございます。引き続き中央環境審議会での検討が進められる予定となっております。この中にも、東京都から委員として御参画をいただいているという状況でございます。

具体的な内容と言いましようか、現在の状況と検討の方向性でございます。

まず、この薄いくリーム色の部分でございますけれども、ざっと御説明しますと、今、自然由来特例区域というのは102件が全国に存在いたします。この基準不適合土壌については、濃度が比較的低いかつ実質的に同様の状態で広く存在していることから、今義務付けられております土壌処理施設での処理ではなくて、必要最小限の規制としてほしいという指摘があるということでございます。実際、有効活用が進められれば、色々な軽減策につながるということもございまして、あるいは、現場での色々な発生土を効率的に利用するという観点からも検討を進めてほしいという御指摘があるということでございます。

一方で、自然由来のものでありましても、溶出量試験で基準不適合となった場合につきましては、実際にその地下水の環境基準不適合となっている2割ぐらいの地点で実際に汚染が確認されているということでございます。

2ポツで書いてありますものが、今検討している方向性でございますけれども、色々な御意見を踏まえまして、自然由来による基準不適合土壌について有効活用ができるような仕組みを設けるべきではないかという視点で議論を進めているところでございます。具体的には、東京都から今回御要望があつたのは、下の赤字で書いてあるほうのお話ですけれども、同一地層かつ同様の汚染状態である自然由来特例区域間においては、土壌の移動を

可能にしてはどうかということでございます。

また、その他にも、一つ上のほうの矢印になりますが、自然由来による基準不適合土壌を必ずしも汚染土壌処理施設で処理しないで、一定の管理下で盛り土をするような形で封じ込めをして有効活用できないかといったことを検討を進めているところでございます。

東京都の御要望にどう対応していくかということでございますが、3ページになります。現在、中央環境審議会の土壌制度小委員会での議論につきましては、次回以降、実は、自治体や産業界などから土壌制度の関係者のヒアリングをすることになっております。この中で、また東京都からも御説明、御要望をお聞きすることになっておりますが、それらも踏まえて、今後の土壌汚染対策のあり方について、年内に答申を取りまとめるという方向で、それを目標にして審議をしているところでございます。その中央環境審議会の答申を踏まえて、必要な措置を講じていく予定でございます。

したがって、今回の御提案につきましては、まさに現在検討中の自然由来基準不適合土壌の取扱いに関するものでございますので、全国的な措置の可能性につきまして、中央環境審議会での審議を踏まえて、必要な措置を講じていきたいと考えております。

説明は、以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、原委員、どうぞ。

○原委員 これは東京都がそういうことで、あとは何を要望されているのですか。

○藤原次長 ですから、そういった検討の状況を必ずしも自治体も御存じなかったと思いますので、具体的な要望との擦り合わせが必要だと思います。タイムフレームとしては、どういうスケジュールで検討が進んでいくと考えたらよろしいでしょうか。

○是澤課長 年内で答申を取りまとめまして、これは法律改正等も必要になる可能性があって、おそらく法改正につながる事項だということだと思いますので、そういったものについては、是非通常国会で御審議をいただいて、実現を図っていききたいと考えております。

○藤原次長 次の通常国会ですか。

○是澤課長 そうです。

○藤原次長 特区のプロジェクトはそこまで待てない可能性が十分にあり得るので、前倒しでできないのか、東京都とのスピード感等の調整が必要だと思います。

○八田座長 この同一地層かつ同様の汚染状態である自然由来の特別区域間における土壌の移動はいずれは可能になるのかなと思っていたのですけれども、これは基本的には法律を変えなければいけないものなのですか。

○是澤課長 おそらく法改正にかかってくるかと思います。と言いますのは、この区域を超えて外に搬出するときは、汚染土壌処理施設での処理が義務付けられておりますので。

○八田座長 そうすると、特区に限っては、とりあえず急いでやるためには特区法の中でちゃんと変えなければできない。そういうことで変えることができれば可能であるけれども、そうでない限りはできない。

○是澤課長　そうです。そういう試行的な形でやるべきなのかどうかという議論はあろうかとは思いますが、もしやるとすればそうなると思います。

○八田座長　分かりました。

○藤原次長　東京都は、御承知のとおり、オリンピック・パラリンピックの関係もありますし、例えば、秋に臨時国会を開催する可能性も十分にあるので、より一層スピーディーにという御要望があり得ますので、まずは東京都とも今日の話を確認した上で、必要があれば、具体的な御要望を直接この場でまた環境省とやっていただくことも含めて検討していきたいと思います。

○八田座長　この盛り土に関して、上の矢印のこれも法改正が必要なのですか。

○是澤課長　これも法改正にかかってくると思います。

○八田座長　分かりました。

○藤原次長　いずれにしろ、今日の結果を早速、提案者、要望者にお伝えし、それでまた対応は御相談します。

○是澤課長　お伝えいただければと思いますけれども、私どもも直接東京都からはお話を聞いておりますので、中央環境審議会のスケジュール感なども既にお話をしておりまして、そうしましたところ、特に審議会の審議を待てないほど緊急にやらなければならないものではないとはお聞きはしておりますけれども、よくお話いただければと思います。

○八田座長　分かりました。うちのほうでもそれは確認してみます。

では、どうもお忙しいところをありがとうございました。